

秋田県プレミアム飲食券利用者規約（紙飲食券用）

第1条（総則）

本規約は、秋田県が発行する「秋田県プレミアム飲食券」のうち紙飲食券にかかるものについて規定するもので、利用者（以下に定義します。）が秋田県プレミアム飲食券を使用する場合には、本規約が適用されます。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

1 「秋田県プレミアム飲食券」

対象地域の取扱加盟店にて、令和4年12月31日まで秋田県プレミアム飲食券取引が出来る秋田県発行の紙飲食券をいいます。

2 「事務局」

秋田県プレミアム飲食券事務局をいいます。

3 「利用者」

秋田県が規定した本規約を承諾のうえ、秋田県プレミアム飲食券を取扱加盟店で使用する者をいいます。

4 「加盟店」

秋田県プレミアム飲食券加盟店規約を承諾のうえ所定の申込書にて事務局に申し込み、事務局が承認した個人、法人および団体をいいます。

5 「秋田県プレミアム飲食券取引」

利用者が取扱加盟店より飲食提供等を受けた場合に、その売上相当額の全ておよび一部を秋田県プレミアム飲食券で取引することをいいます。

第3条（秋田県プレミアム飲食券の管理等）

1 利用者は秋田県プレミアム飲食券を利用者の責任のもと管理しなければなりません。

2 利用者は秋田県プレミアム飲食券を紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、秋田県は一切の責任を負いません。

第4条（利用者の順守事項）

1 秋田県プレミアム飲食券の販売単位は1セット(1,000円券×5枚)単位とします。

詳細は下記の通りとします。

販売金額：1枚1,000円券=800円（消費税込）

1セット：1,000円券×5枚=4,000円

2 利用者は、秋田県内のコンビニエンスストア（ローソン・ファミリーマート・セブンイレブン）にて、秋田県プレミアム飲食券を購入するものとします。いかなる場合において

も、秋田県プレミアム飲食券の払戻しは行わないものとします。

3 利用者は秋田県プレミアム飲食券を第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また質入れ等の担保に供することはできません。

4 利用者は、違法、不正使用または公序良俗に反する目的で秋田県プレミアム飲食券取引はしないものとします。

第5条（秋田県プレミアム飲食券取引）

1 利用者は、秋田県内のコンビニエンスストアにて、秋田県が発行する「秋田県プレミアム飲食券」を、事務局が規定する一操作当たりの購入限度の範囲内において、発行した枚数を各コンビニエンスストアの精算規定に従い購入するものとします。取引時に、秋田県プレミアム飲食券金額および枚数を必ず確認するものとします。

2 秋田県プレミアム飲食券取引は、1,000円単位となります。

3 秋田県プレミアム飲食券の額面に満たない秋田県プレミアム飲食券取引の場合、釣り銭は支払われません。

4 秋田県プレミアム飲食券取引後の返金対応はできません。

第6条（加盟店との紛争）

利用者は、取扱加盟店から提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他使用者と取扱加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者は取扱加盟店との間で解決するものとし、秋田県はその責任を負いません。

第7条（秋田県プレミアム飲食券の有効期限・使用可能期間・無効）

1 秋田県プレミアム飲食券の有効期限・使用可能期間は、秋田県プレミアム飲食券を取得した日から、令和4年12月31日までです。

2 有効期限を経過した場合、秋田県プレミアム飲食券の利用は一切できなくなります。

3 有効期限内であっても、取得した秋田県プレミアム飲食券の払い戻しは出来ません。

4 利用者が秋田県プレミアム飲食券の半券を切り離した場合、その券は無効となります（半券が切り離された状態ものは無効となり加盟店で使用できません）。

第8条（個人情報等の収集および利用）

秋田県は、秋田県プレミアム飲食券で収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

1 個人情報とは、秋田県プレミアム飲食券購入において提供を受けた、氏名、電話番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

2 個人情報の共同利用

(1) 共同利用することのある項目

- ①氏名・電話番号等、特定の個人を識別できる事項
- ②秋田県プレミアム飲食券の使用場所、使用金額など使用状況を確認できる事項
- ③お問い合わせに関する事項
- ④サービス提供に関する事項

(2) 共同利用の目的

- ①秋田県プレミアム飲食券の運営及びサービス提供
- ②サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ③利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
- ④その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- ⑤上記、目的をサポートするための業務委託会社による利用

(3) 共同利用する者の範囲

- ①秋田県
- ②秋田県プレミアム飲食券事務局（業務委託事業者：株式会社 J T B 秋田支店）

3 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた利用及び当該実施機関以外の者への提供は、条例で定める場合を除き、一切いたしません。ただし、統計的に処理された使用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

4 管理・収集した個人情報については、秋田県が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

第9条（業務委託）

秋田県は、秋田県プレミアム飲食券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第10条（使用停止または中止）

1 秋田県または取扱加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、使用者に通知することなく、秋田県プレミアム飲食券の全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、秋田県プレミアム飲食券の全部または一部を使用することができません。

- (1) 天災地変、停電、その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。
- (2) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。
- (3) その他やむを得ない事由が生じた場合。

2 前項に基づき秋田県プレミアム飲食券の全部または一部が停止または中止されたことにより生じた利用者の損害等について、秋田県は一切の責任を負いません。

第 11 条（使用の一時停止および中止）

秋田県または取扱加盟店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の使用を一時停止または中止することがあります。その場合、利用者の秋田県プレミアム飲食券取引は出来ず、保有する秋田県プレミアム飲食券残高は失効し、払い戻しはいたしません。

- 1 本規約に違反し、または違反したおそれがある場合。
- 2 秋田県プレミアム飲食券を違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合
- 3 秋田県プレミアム飲食券の利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。
- 4 秋田県プレミアム飲食券購入に際し虚偽が発覚した場合。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

1 利用者は、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供、または便宜与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 秋田県は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用者の保有する秋田県プレミアム飲食券残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、秋田県は、かかる疑いの内容および根拠

に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該利用者の保有する秋田県プレミアム飲食券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第 13 条（秋田県プレミアム飲食券の終了）

秋田県は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、秋田県プレミアム飲食券を全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により利用者に周知する措置を講じます。

第 14 条（規約の変更）

本規約を変更する場合、秋田県は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

第 15 条（合意管轄裁判所）

利用者は、秋田県プレミアム飲食券に関して秋田県との間に紛争が生じた場合、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第 16 条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

第 17 条（お問い合わせ窓口）

秋田県プレミアム飲食券に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

秋田県プレミアム飲食券事務局（コールセンター）0120-662-256（受付時間 9:00～18:00）

附則

（施行期日）

本規約は、令和 4 年 3 月 11 日から適用します。

附則

（施行期日）

本規約は、令和 4 年 4 月 28 日から適用します。